

## 論説

## 国際会計基準審議会における公正価値測定の拡大の論理

山 内 高 太 郎

## はじめに

国際会計基準審議会（以下、IASB）の会計基準の中で公正価値という用語が多く見受けられるようになったのは、2000年頃からである。公正価値による測定は、オフバランスとなっていた金融資産や金融派生商品をオンバランスするために用いられただけでなく、将来予測を会計数値に含めることを可能とした。公正価値測定は、IASB の概念フレームワークに示される財務報告の目的、つまり、投資者、債権者の意思決定に有用な財務情報を提供することを基礎とした会計（とくに資産・負債アプローチ）と組み合わせられ、認識領域の拡大をもたらしてきた。その一方で、公正価値測定における恣意的な見積りや算定される数の不確実性に対する懸念も拡大することとなった。

公正価値測定は、将来予測情報をとりこむために多様な見積りが用いられ、個別の会計基準が対象とする事象の相違から異なる適用がなされた。認識領域の拡大により個別の会計基準の適用範囲に重複が生じ、各基準の論理的な整合性が必要とされるようになった。

こうした状況にたいして、IASB は2003年に公正価値プロジェクトを開始し、2011年に国際財務報告基準（以下、IFRS）第13号「公正価値測定」を公表した。IFRS 第13号において公正価値測定は、実体固有の見積りではなく市場の観点による測定であることが強調され、開示の拡充によって情報利用者の理解可能性を高め、基準間の整合性をはかろうとするものであった。

また、IASBは公正価値プロジェクトと同時期に概念フレームワークの改訂プロジェクトをすすめ、概念レベルにおいて不確実性をともなう将来予測情報を取りこむための論理を展開し、合意形成をはかろうとしている。

本稿は、IFRS第13号と概念フレームワーク改訂プロジェクトにおける公正価値測定について検討し、IASBにおける公正価値測定の拡大の論理を考察するものである。

## 1. IFRS第13号「公正価値測定」

IASBは、2011年5月にIFRS第13号「公正価値測定」を公表した。IFRS第13号は、これまで統一的なフレームワークなしに開発されてきた個別の会計基準における公正価値測定や公正価値に関する開示が整合的でないという状況を改善し、財務諸表の比較可能性を高めるという目的から公表されたものである。また、IFRS第13号はアメリカ財務会計基準審議会（以下、FASB）が公表した財務会計基準ステイトメント（以下、SFAS）第157号「公正価値測定」の特定の部分を修正したものとなっている<sup>1</sup>。

IFRS第13号は、公正価値測定を実体固有の測定によってではなく市場参加者の観点から測定を行うとしたことに特徴があり、市場参加者が用いる評価方法やインプットによって測定を行うことで、将来予測にともなう不確実性を含んだ数値を情報利用者の意思決定に有用なものとすることを意図している。さらに、公正価値を測定日における出口価格（exit price）とすることで、市場参加者の観点との整合性を高めている。

また、IFRS第13号における公正価値測定は、金融資産に限定して適用されるものではなく、非金融資産や負債の測定に用いることが想定されている。非金融資産や負債の測定においても、IFRS第13号は市場の有無にかかわらず市場参加者の観点から測定することを求めている。

### (1) IFRS第13号における公正価値の定義

IFRS第13号において、公正価値は「測定日に、市場参加者間の秩序ある取

引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格<sup>2</sup>」と定義される。この定義はSFAS第157号と同じであり、実体固有の測定値ではなく市場参加者が決定する価格に基づくとしている点に特徴がある。また、「資産を売却する、負債を移転する」というように、市場参加者が決定する価格は測定日における出口価格であるとしている<sup>3</sup>。

IASBは、公正価値を出口価格とした論拠として、多くのコメント提出者が出口価格とすることが適切であると考えていることをあげ、ある資産または負債の出口価格は、その資産を保有しているまたは負債をおっている市場参加者の観点から、その資産または負債と結びつけられる将来キャッシュ・インフローやアウトフローについての期待 (expectations) が具体化していることをあげている<sup>4</sup>。

さらに、IASBは「測定日に、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を購入するために支払うであろう価格または負債をおうことで受け取るであろう価格 (負債をおうために実体に課される金額を含む)」という定義による入口価格 (entry price) と出口価格を比較検討し、入口価格を用いることを主張している人の大半は、IASBが定義した入口価格ではなく実際の取引価格 (または原価) を選好していること、また、出口価格と入口価格は、同じ日に同じ形態で同じ市場において同じ資産または負債に関係している時には等しくなることから出口価格を用いると結論づけている<sup>5</sup>。

## (2) 公正価値測定の前提

IFRS第13号における公正価値測定は、観察可能な市場取引または市場情報を用いる、または評価技法を用いて見積ることによって行われる。測定対象となる資産または負債は、単体 (stand-alone) またはグループ単位となり、この区別は会計単位 (unit of account) によるとされている。また、測定対象となる資産または負債について、市場参加者が測定日においてその資産または負債の価格決定において資産の状況や所在地、売却または使用に対する制約などを考慮にいれるのであれば、公正価値測定を行う実体もそれらを考慮しなければならないとされている<sup>6</sup>。

観察可能な市場取引または市場情報を用いる、または評価技法を用いて見積る場合に参照する市場によってインプットされる数値が異なるため、取引市場について規定されている。2009年に公表された公開草案では、資産の売却によって受け取る金額を最大化し、負債を移転するために支払う金額を最小化するの是最も有利な市場であると考えられたが、最も有利な市場を判別することが困難であるという公開草案に対する意見や主要な市場と最も有利な市場は多くの場合同じであるというIASBとFASBの考えから、IFRS第13号では、実際の取引市場に関わらず、主要な市場において取引が行われたと仮定して公正価値を測定することとし、主要な市場がない場合には最も有利な市場で取引が行われたと仮定することとした<sup>7</sup>。

また、実体は公正価値を測定するために、市場参加者が自らの経済的利益を最大化 (economic best interest) する行動をとると仮定して、市場参加者がある資産または負債の価格付けに用いるであろう仮定を用いることが求められている<sup>8</sup>。ここでの市場参加者は、互いに独立しており (実体の関連当事者ではない)、その資産または負債について知識を有しており、その資産または負債の取引を行う能力と意思がある者とされている<sup>9</sup>。

こうした前提で用いられる価格の取引コストは調整してはならず、輸送コストについては調整することとされている<sup>10</sup>。

### (3) 非金融資産の公正価値測定

IFRS第13号では、非金融資産の公正価値測定は、最有効使用 (highest and best use) という考え方を用いて行われる。最有効使用とは、物理的に可能な使用、法的に許容される使用、財政的に実現可能な使用という点を考慮し、最有効使用によってまたは最有効使用するであろう他の市場参加者へ売却することにより、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮に入れるというものである<sup>11</sup>。

また、最有効使用は、実体が異なる使用を意図していたとしても市場参加者の観点から行われる。ただし、実体と異なる使用により資産の価値を最大化する場合を除いて実体の現在の使用が最有効使用である考えられるとしている<sup>12</sup>。

#### (4) 負債および実体自身の持分商品の公正価値測定

負債および実体自身の持分商品 (entity's own equity instruments) の公正価値測定は、測定日に市場参加者へ移転されることを仮定し、移転についての市場の公表価格 (quoted price) によって行われる。つまり、測定日において負債および実体自身の持分商品は未決済の状態にあり、決済や消滅は行われないう条件のもと、市場参加者がそれらを譲り受け、債務の履行などを行う必要がある状況において測定を行うというように市場参加者の観点から測定が行われる<sup>13</sup>。

負債および実体自身の持分商品の移転についての市場の公表価格が利用可能でない場合は、他の当事者が同一の項目 (item) を保有しているか保有していないかで測定方法が異なる。他の当事者が同一の項目を保有している場合は、評価技法のインプットのヒエラルキー (hierarchy) に示される順位付けと同じく、まず観察可能な価格を用い、観察可能な価格を用いることができない場合は評価技法を用いて測定することとなる。ここにおける観察可能な価格は、他の当事者が保有する同一項目についての活発な市場での公表価格もしくは活発でない市場での公表価格となる。他の当事者が同一項目を保有していない場合は、市場参加者の観点から評価技法を用いて負債および実体自身の持分商品の公正価値を測定することとなる<sup>14</sup>。

#### (5) 当初認識における公正価値測定

当初認識 (initial recognition) における取引価格は、入口価格つまり資産を取得するために支払う価格または負債をおうことで受け取る価格であり、実体は当初認識時に出口価格で取引を行うわけではないが、IFRS 第13号は当初認識において公正価値測定を用いることを規定している。

IFRS 第13号では、公正価値と取引価格 (入口価格) は等しくなるとしながらも公正価値が取引価格と異なる可能性が示されている。取引を規定するIFRSが当初認識において公正価値測定を要求または認めており、IFRSにおいて入口価格と出口価格が異なることから生じる利得または損失の処理規定が設けられている場合を除き純損益に認識しなければならないとしている<sup>15</sup>。

## (6) 評価技法

IFRS 第13号では市場価格が観察可能でない場合、評価技法を用いて公正価値を見積ることとなる。この評価技法としてマーケット・アプローチ (Market approach)、コスト・アプローチ (Cost approach)、インカム・アプローチ (Income approach) をあげ、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大にし、観察可能でないインプットの使用を最小にするよう、これらのアプローチのうち1つ以上を用いることを求めている<sup>16</sup>。

また、公正価値を測定するための評価技法は首尾一貫して適用することとされているが、新しい市場の出現、新しい情報が利用可能となる、これまで利用していた情報が利用できなくなる、評価技法が向上した、市場の状況が変化したといった事象が生じた場合は、評価技法またはその適用の変更が適切であるとして評価技法または適用の変更を認めている<sup>17</sup>。

### ① マーケット・アプローチ

マーケット・アプローチは、同一のまたは比較可能な（すなわち類似する）資産や負債、または資産負債のグループを含む市場取引によって生み出される価格やその他の目的適格的な情報を用いるものである。IFRS 第13号では、マーケット・アプローチと整合する評価方法としてマトリックス・プライシングをあげている<sup>18</sup>。

### ② コスト・アプローチ

コスト・アプローチは、資産の役務能力を取り替えるために現在必要となる金額（現在再調達原価）を反映するとしている。他の資産または他の資産および負債との組み合わせで使用される有形固定資産の公正価値測定に用いられるとしている<sup>19</sup>。

### ③ インカム・アプローチ

インカム・アプローチは、将来の金額（将来のキャッシュ・フローまたは収益と費用）を単一の現在の（すなわち割引後の）金額に変換するものであり、

現在価値技法，オプション・プライシング・モデル，多期間超過収益法（the multi-period excess earning method）をあげている<sup>20</sup>。

### （7）公正価値のヒエラルキー

公正価値測定およびそれに関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を向上させるために，公正価値のヒエラルキーを設け，公正価値を測定するために用いる評価技法へのインプットを観察可能なものから観察不能なものへとレベル1からレベル3の3つのレベルに区分し，優先順位をつけている。公正価値測定に用いる優先順位が最も高いのがレベル1であり，レベル2，レベル3の順に優先順位が低くなる。

IFRS 第13号では，このインプットレベルを複数用いる場合について規定されており，異なるレベルの複数のインプットを用いて公正価値を測定する場合，公正価値測定の全体にとって重要なインプットのうち最もレベルの低いレベルにあわせて区分を行うこととなる<sup>21</sup>。このレベルの違いによってIFRS 第13号では開示要件が異なり，優先順位が低くなるにつれて多くの情報を開示する必要が生じる。

#### ① レベル1のインプット

レベル1は測定日における実体がアクセスできる同一の資産または負債についての活発な市場における無調整<sup>22</sup>の公表価格である<sup>23</sup>。レベル1のインプットは，公正価値の最も信頼性のある証拠であり，多くの金融資産や金融負債に利用可能であるとしている。

#### ② レベル2のインプット

公正価値測定にレベル1のインプットを用いることができない場合，レベル2のインプットを用いることとなる。レベル2のインプットには，活発な市場における類似の資産または負債についての公表価格，活発ではない市場における類似の資産または負債についての公表価格，資産または負債の公表価格以外の観察可能なインプットというように直接的または間接的に観察可能なものが

含まれる<sup>24</sup>。

### ③ レベル3のインプット

公正価値測定にレベル2のインプットを用いることができない場合、レベル3のインプットが用いられることとなる。レベル3のインプットには、資産または負債について観察不能なインプットが含まれる。IFRS第13号では、観察不能なインプットであっても市場参加者の観点から測定を行うことを求め、市場参加者が価格決定を行う際に用いるであろう仮定を反映しなければならないとしている。また、観察不能なインプットは、その状況において入手可能な最善の情報を用いて展開（develop）しなければならないとしている<sup>25</sup>。

## (8) 開示

IFRS第13号では、公正価値測定に用いた評価技法およびインプットについて情報を財務諸表利用者に提供するとともに、重要な観察不能なインプットを用いた場合のその期間の純損益またはその他の包括利益に与える影響を開示するために、実体は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならないとしている<sup>26</sup>。

- (a) 当初認識後に財政状態計算書において継続的（recurring）または非継続的（non-recurring）に基づいて公正価値で測定される資産および負債については、評価技法および測定を開発するのに用いたインプット。
- (b) 重要な観察不能なインプット（レベル3）を用いた継続的な公正価値測定については、その測定がその期間の純損益またはその他の包括利益に与える影響。

(a)で示される継続的な公正価値測定か非継続的な公正価値測定かによって開示する情報が異なるという点は、公開草案に対するコメントがFASBの基準と同じ基準とすることを求めたことによるものである<sup>27</sup>。また、IASBは資産および負債のクラスごとに開示することを求めており、とくにレベル3のインプットを用いた場合は、公正価値測定に用いた重大な観察不能なインプットに関する定量的な情報を提供しなければならないとしている<sup>28</sup>。



この他にレベル3のインプットを継続的に用いている場合には、期首残高から期末残高への調整表 (reconciliation) や観察不能なインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述説明など、より多くの情報を提供することが求められている。

このため、開示される情報量の差という点からインプットレベルのヒエラルキーが重要な意味を持つこととなるが、当初測定におけるレベル2とレベル3の境界にある事象の適切なレベル選択や事後測定時における市場やインプットレベルの変化などの要因によってレベル区分の変更 (transfer) が必要となったときに実体が適切なレベルを選択できるかという問題が存在している。

#### (9) 資産または負債の活動の量または水準が著しく低下した場合の公正価値測定

2008年のサブプライム・ローン問題による金融危機によって市場が活発でなくなり、市場価格を用いることが困難な状況となった。IFRS 第13号では、こうした状況への対応として活発な市場が活発でない市場に変化し、市場における公表価格を公正価値として用いることができなくなった場合における公正価値測定について規定されている。

IFRS 第13号では、次の(a)から(h)のような要因の重要性と関連性 (relevance) を評価し、資産または負債の活動の量または水準が著しく低下しているか決定しなければならないとしている<sup>29</sup>。

- (a) 最近の取引がほとんどない。
- (b) 公表価格 (price quotations) が現在の情報を用いて開発されていない。
- (c) 公表価格が時期によってまたは市場形成者 (market-makers) 間で実質的に変化している。(例えば、いくつかのブローカー市場)
- (d) これまでの資産または負債の公正価値と高い相関があった指数 (indices) が、資産または負債の公正価値の最近の指標 (indications) と明らかに相関しなくなっている。
- (e) 資産または負債についての信用および他の契約不履行リスクに関するすべての利用可能な市場データを考慮した、実体の期待キャッシュ・フローの見積りと比較し

た時、観察される取引または公表価格についてのインプライド流動性リスク・プレミアム、イールドまたは（滞納率や損失の分布のような）パフォーマンス指標が著しく上昇している。

- (f) ビッド・アスク・スプレッドが広がっている、またはビッド・アスク・スプレッドが著しく増加している。
- (g) 資産または負債もしくは類似の資産または負債についての新規発行市場（すなわち一次市場）の活動が著しく低下しているか、またはそのような市場がない。
- (h) 公に利用可能な情報がほとんどない。（例えば、相対市場で行われる取引）

こうした判断基準により資産または負債の活動量または水準が著しく低下していると実体が結論づけた場合、取引または公表価格のさらなる分析が必要となるとしている。これは、資産または負債の活動の量または水準が著しく低下しただけでは、取引価格や公表価格が公正価値を表さなくなっているとは考えられない場合があるためである。こうした分析を通して取引価格や公表価格が公正価値を表していないと実体が判断した場合は、公正価値を測定するために取引価格や公表価格を調整することをもとめている<sup>30</sup>。

また、公正価値は秩序のある取引において成立するものであることから、取引が秩序あるものかどうか判断することが必要であるとして、取引が強制的に行われている場合など秩序ある取引でないこと示す状況あげている<sup>31</sup>。取引が秩序ある取引でないと実体が判断した場合、取引価格へのウェイトをほぼなしにしなければならないとしている<sup>32</sup>。

#### (10) IFRS 第13号公表の意味

IASBの公正価値測定の問題は、内的と外的の二つの側面から考えることができる。つまりIASBの各基準における整合性はかるといふ内的な問題とIASBとFASBの公正価値測定の基準を単一のものとするといふ外的な問題である。IASBは、FASBの公正価値測定基準をもとにIASBの公正価値測定基準を作成することで、この2つの問題の解決をはかろうとしたと考えられる。しかし、FASBの公正価値測定基準は、FASBの概念に基づき作成され、アメリカにおいて合意形成がなされてものであったことから、IASBの基準として

合意形成をはかるために修正が必要とされた。とくに、IASBとFASBの公正価値の考え方<sup>33</sup>や各基準で定めている公正価値測定の基礎に違いがみられた<sup>34</sup>。

IASBとFASBは、2009年10月以降、共同プロジェクトとして公正価値測定の検討を行うことで両基準を収斂させるための合意形成をはかり、最終的にいくつもの相違<sup>35</sup>はあるものの基本的にFASBの考え方である出口価格をIASBが採用し、一部のIASBの会計基準をIFRS第13号の適用範囲外とすることで単一の公正価値測定基準を作り上げた<sup>36</sup>。

IASBは、公正価値測定プロジェクトを開始するにあたり2006年に公表したディスカッション・ペーパー「公正価値測定」において「IASBは、公正価値測定プロジェクトは財務報告における公正価値の使用を拡大することを意味していないことを強調する<sup>37</sup>」と述べており、2009年に公表した公開草案「公正価値測定」では、「これらの提案は、他のIFRSが公正価値測定や開示を要求または認めている場合に適用される<sup>38</sup>」というようにややトーンダウンしたものの公正価値測定の適用について慎重な姿勢を示している。この公開草案の文言は、IFRS第13号に引き継がれている<sup>39</sup>ことからIASBの公正価値測定に対する姿勢は変わっていないと考えられる。また、IFRS第13号は公正価値測定や開示をどのように行うかを規定するものであり、いつ行うかを規定するものではないとしている<sup>40</sup>。つまり、IFRS第13号の役割は、複雑化した現行の国際会計基準における公正価値測定の整合性をはかるものであり、現行の国際会計基準で規定されている認識領域を拡大するものではないというIASBの主張である。

しかし、この整合性をはかるためにFASBの基準とそこで示された公正価値の定義（出口価格）を用いたことは、IASBと異なる合意形成のもとで作成された測定基準を用いることを意味している。また、公正価値を出口価格と定義したことは、市場参加者の視点の導入や概念フレームワークとの合致といった論理的な説明が成り立つものの、金融危機の影響から公正価値測定について見直しが行われたにも関わらず金融危機以前に公表されたFASBの基準と同じ内容となったということであり、公正価値測定を制限するものではないことを意味している。出口価格を用いることを資産の取得で考えてみると、これま

での取得原価に基づく会計では売り手と買い手の間で成立した取引価格によって買い手側では資産を記録してきたのに対し、公正価値（出口価格）に基づく会計では、買い手側は購入した資産を売却市場における市場価格で記録することとなる。この結果、公正価値（出口価格）に基づく会計では、購入市場と売却市場の価格が異なる場合が想定される。IFRS 第13号では、当初認識時に入口価格と出口価格は多くの場合において等しくなると考えられているが、取引価格と公正価値が異なる場合は、個別の会計基準で定めがない場合は、そこから生じる利得または損失を純損益で認識しなければならないとしている<sup>41</sup>。

このように、公正価値は、これまでの取得原価に基づく会計において重視された取引価格とは異なるものであり、当初認識時における測定、それ以降の事後における測定のいずれにおいても取引価格とは異なる数をもって会計事象を描き出すこととなる。

## 2. 概念フレームワークにおける公正価値測定

### (1) 概念フレームワークプロジェクトの展開

IASB の概念フレームワークである「財務諸表の作成および表示のためのフレームワーク」は、1989年7月にIASB の前身である国際会計基準委員会（以下、IASC）により公表された。IASC は、当時、証券監督者国際機構の支持を得るために比較可能性プロジェクト<sup>42</sup>に着手していた。比較可能性プロジェクトは、財務諸表の比較可能性を高めるために、それまで IASC が認めてきた多様な会計基準を減らすことを目的としていた。この過程において概念フレームワークは、新たな会計基準の作成における理論的な拠り所を提供するものとして位置づけられた<sup>43</sup>。つまり、概念フレームワークは、ある会計基準が認められる一方である基準が認められないという論拠を示す役割をはたすものとして作成されたのである。また、このことは、概念フレームワークに準拠して会計基準を作成するという現在の IASB の会計基準の開発体制をつくりあげたということができる。

2000年に IASC は組織改革を行い IASB となった。IASB は、将来において

順次 IASC の基準である国際会計基準 (IAS) を IASB の基準である IFRS に置きかえていくこととした。概念フレームワークは、そのまま引き継がれることとなった。

概念フレームワークを改訂する契機となったのは、2002年9月に FASB と結ばれたノーワーク合意であった。ノーワーク合意では、IASB と FASB の会計基準のコンバージェンスを進めることが確認され、このために IASB と FASB の概念レベルでの共有化が検討されることとなった。

その後、2005年2月の IASB の会議において概念フレームワーク改訂プロジェクトを8つのフェーズ<sup>44</sup>にわけて検討し、2010年にこれらすべての完成を目標とすることが決定した。2005年5月の IASB 会議では、フェーズ A の質的特性についてとりあげられ、目的適合性と信頼性とそれらに内包される特性について議論された。ここでの議論の結果、信頼性を誠実な表示 (faithful representation) におきかえる<sup>45</sup>とともに、IASB が用いている慎重性 (prudence) を今後作成される概念フレームワークから削除すべきである<sup>46</sup>ことが暫定的に合意された。この検討は、2006年7月のディスカッション・ペーパー「財務報告に関する改善された概念フレームワークの予備の見解：財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」、2008年5月のフェーズ A に関する公開草案「財務報告に関する改善された概念フレームワーク 第1章：財務報告の目的、第2章：意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約」という過程をへて、2010年9月に概念フレームワーク「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」の一部をおきかえる形で「財務報告に関する概念フレームワーク」が公表された<sup>47</sup>。

## (2) 概念フレームワークにおける公正価値測定

2010年の概念フレームワークの一部改訂公表後、IASB と FASB は概念フレームワークに関する共同作業を中止した。IASB は、2011年のアジェンダについての公開協議に対する意見を踏まえて、2012年に単独で概念フレームワーク改訂プロジェクトを再開することとした。新たな概念フレームワーク改訂プロジェクトでは、財務諸表の構成要素、認識および認識の中止、測定、表示と

開示、報告企業について検討され、これまでの概念フレームワークにはなかった測定の節が新たにもうけられている<sup>48</sup>。

### ① 2013年ディスカッション・ペーパーにおける公正価値測定

IASBは概念フレームワーク改訂プロジェクトを再開にするにあたり、2013年7月ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下、2013年DP）を公表した。2013年DPでは、資産、負債の定義を次のように変更することが提案されている<sup>49</sup>。

資産：過去の事象の結果として実体によって支配される資源であり、将来の経済的便益が実体に流入する（flow to）と予想される資源。

負債：過去の事象に起因する実体の現在の義務であり、その決済が経済的便益を具現化する（embodying）資源を実体から流出させることが予想されるもの。

ここで述べられている資産とは資源であり、負債とは現在の義務である、このことは予想される将来キャッシュ・フローの流出入から経済的資源<sup>50</sup>に視点を移すことで、これまでの概念フレームワークで問題とされてきた蓋然性の問題を解決するとともに、かつての定義では資産、負債とすることが困難であったものも資産、負債として認識可能とすることを意図している<sup>51</sup>。

こうした資産、負債の定義の変更は、2010年の概念フレームワークの一部改訂における信頼性から誠実な表示への転換とともに認識領域を広げ、新たに広がった認識領域における測定において公正価値を用いる重要な理論的な支えとなっているといえる。

IASBの1989年に公表された概念フレームワークでは、測定の基礎として歴史的原価（historical cost）、現在原価（current cost）、実現可能価値（realisable value）、現在価値（present value）をあげ、一般的に用いられるのは歴史的原価（取得原価）であるとしていた<sup>52</sup>。これにたいし2013年DPでは新たに測定の節を設けて、測定を「原価を基礎とした測定（cost-based measurements）」、「公正価値を含む現在市場価格」、「他のキャッシュ・フローを基礎とした測定（other cash-flow-based measurements）」という3つに区分し、それぞれの特

徴と適した測定の選択について述べられている<sup>53</sup>。

測定の選択について2013年 DP では、「すべての資産と負債を同じ基礎で測定することで、財務諸表におけるすべての金額が同じ意味を持つことになり、合計や小計が、現行の要件に基づいて作成される財務諸表よりもより理解可能性の高いものとなるであろう<sup>54</sup>」と述べ、目的適合性の観点から同じ基礎（単一の測定方法を用いること）による測定の可能性を検討したが、同じ基礎による測定は目的適合的な情報を提供しない可能性があるとして、IASB は予備の見解としてすべての資産および負債を同じ基礎で測定することを勧めるべきではないとしている<sup>55</sup>。つまり、2013年 DP では、目的適合性の観点から複数の測定を用いることとし、上述した3つの区分の中から適切な測定を識別することが有用であると考えられている。2013年 DP では、適切な測定の識別のために次のような提案を行っている<sup>56</sup>。

- (a) 特定の (particular) 資産について、それが将来キャッシュ・フローにどのように貢献するのかによるべきである。
- (b) 特定の (particular) 負債について、実体はその負債をどのように決済または履行するのかによるべきである。

ここで示されるように資産については、資産が将来のキャッシュ・フローに貢献するかどうかによって適切な測定を識別すべきであるとし、資産が将来のキャッシュ・フローに貢献する一般的な方法として、収益または利益を生み出すために事業活動において使用する (using)、売却する (selling)、条件に従った回収のために保有する (holding)、使用する権利について他者に請求する (charging) という4つをあげ、これらの選択肢は変化する可能性があるためその不確実性を扱う方法を決定しなければならないとしている<sup>57</sup>。

他方、負債については確定した (stated) 条件あるものと確定した条件がないものに分け、確定した条件のあるものについては原価を基礎とした測定が目的適合性の高い情報を提供するとし、確定した条件がない場合は、その負債に原価がなく現在市場価格もないことから、キャッシュ・フローを基礎とした測定が選択されると考えられている<sup>58</sup>。

このように2013年 DP では、取得原価による測定と公正価値による測定を同等に位置づけ、この2つを用いることによって目的適合的な情報提供とならない場合には、キャッシュ・フローを基礎とした測定、つまり発生確率を加重平均した数値や実体固有のキャッシュ・フロー見積りを用いることを提案している。また、実体の観点 (entity perspective) を用いるか、市場の観点 (market perspective) を用いるかは、目的適合性の観点から判断すべきであるとされている<sup>59</sup>。

## ② 2015年公開草案における公正価値測定

IASB は、2015年 5月に公開草案「財務報告についての概念フレームワーク」(以下2015年 ED) を公表した。2015年 ED では、2013年 DP の資産、負債の定義の変更と、経済的資源の定義を追加している<sup>60</sup>。

資産とは、実体が過去の事象の結果として支配される現在の経済的資源である。

経済的資源とは、経済的便益をつくりだす (produce) ための潜在性 (potential) を有する権利である。

負債とは、過去の事象の結果として経済的資源を移転する実体の現在の義務である。

ここでの変更は、予想されるフローの考え方を削除するとともに、経済的資源を「能力がある」から「潜在性を有する」とした点にある。ここで示される潜在性について、2015年 ED では、「経済的便益をつくりだすための潜在性を有する経済的資源に関して、資源が経済的便益を生み出すことが確実である必要はなく、可能性が高いことさえ必要ない<sup>61</sup>」というように蓋然性を問題としていない。この変更は2013年 DP の考え方を踏襲するものであり、蓋然性の問題の解決をはかるとともに資産、負債の認識領域の拡大をするものとなっている<sup>62</sup>。

また、2015年 ED では、測定の基礎が2013年 DP の3区分から歴史的原価<sup>63</sup>と現在価値<sup>64</sup>の2区分に変更されている<sup>65</sup>。このうち現在価値は、市場の観点をを用いる公正価値と実体固有の観点をを用いる資産の使用価値および負債の履行価値にわけられるとしている<sup>66</sup>。この区分には優劣はなく、いずれの測定の基礎にも利点と欠点があり目的適合的な情報を提供するために適した複数の測定の基礎を用いるべきであるという2013年 DP の考え方から変更はない。



### (3) 概念フレームワークに測定を位置づける意味

IASBの現行の概念フレームワークは、外部利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎をなす諸概念を記述するものであり、IFRSではないことが明示されている。また、特定の測定または開示の論点について基準を定めるものではなく、特定のIFRSに優先するものではないと位置づけられている<sup>67</sup>。2013年DPの測定の節に対するコメントとして、基準レベルの詳細な内容が多すぎるという見解が示されたことから、2015年EDでは測定の基礎とそれらが提供する情報の利点と欠点、測定の基礎を選択する時に考慮すべき要因に焦点をあて概念として位置づけようとしている<sup>68</sup>。

ここで論じられる概念と基準の境界がどこにあるかは不明ではあるが、概念フレームワークとして位置づけることは、その内容が普遍化されたものであり、その内容について一定の合意形成が行われたということを意味する。この概念レベルにおける合意形成を拠り所として、IASBは新たな会計基準を開発や現行の会計基準の見直しを行うとともに、情報利用者は概念フレームワークに基づき財務報告で示される情報を理解することとなる。

2015年EDにおける測定は、複数の測定の基礎を用いるという点においてはこれまでの概念フレームワークと同じであるが、歴史的な原価と現在価値（とくに公正価値）をどのように用いるかを明確にすることで歴史的な原価と現在価値のすみわけを行い、目的適合性の観点から公正価値を歴史的な原価と同等のレベルで使用可能としている。また、これまで公正価値を用いる際に問題とされてきた不確実性については、目的適合性の高い情報提供を行えるならば不確実性は問題とならない<sup>69</sup>という論理によって、公正価値測定によって算定される数の本質的な有用性についてはふれることなく、合意形成をはかろうとしている。

## 3. IASBにおける公正価値測定拡大の論理

IASBは、金融商品会計を中心に公正価値測定の適用を拡大してきた。2000年に公表されたJWGドラフトにおいてすべての金融商品に公正価値評価を適用するという考え方が示され、この提案に呼応するかのようにIASBの会計基

準において公正価値という用語が2000年以降多用されるようになる。

認識領域の拡大の必要性と目的適合性を理由として公正価値測定の実用が増加するとともに、その算定方法も市場価格から見積りを含むものへと fair という用語によって合意形成がはかれてきた。この結果、基準間において公正価値測定の整合性が失われ、認識領域が拡大したことで個別の基準の適用範囲に重複が生じるなど、実務における複雑性が増していった。こうした状況にたいして、2003年、IASB は公正価値の内容を明らかにし IFRS における適用へのガイダンスを提供するための公正価値プロジェクトを開始した。

IASB の公正価値プロジェクトに大きな影響を与えたのは、アメリカの会計であった。2006年に FASB が公正価値測定に関する会計基準である SFAS 第157号を公表したことにより、IASB も SFAS 第157号をもとにディスカッション・ペーパーを公表し、アメリカの公正価値測定の考え方を取り入れ、基準化することで公正価値測定の適用を拡大しようとした。しかし、2008年の金融危機において公正価値測定が問題とされたことで、公正価値測定の非金融資産への適用や金融商品会計における全面的な公正価値測定を見直す必要性が生じた。

こうした過程をへて、IASB の公正価値測定の基準として2011年に公表されたのが IFRS 第13号であった。IFRS 第13号は、アメリカの会計基準との単一性を重視し、SFAS 第157号とほぼ同じ内容のものとなった。IFRS 第13号は、公正価値を実体固有の見積りではなく、市場価格や市場において用いられるインプットによる見積りといったように市場の観点から測定を行うことを明確にすることでその測定が財務情報作成者の恣意的なものではなく、市場を通して評価可能なものであると位置づけた。ここにおける IASB の論理は、市場を基礎とした数値は公正価値であり、市場で用いられている見積りも公正価値たり得るというものであった。

IFRS 第13号は、公正価値測定の論理的説明と適用におけるガイダンスを示すことで公正価値測定とはどのようなものであるか、どのように用いられるものかといった事柄についての合意形成をはかるとともに、将来予測情報を会計数値に含めることの有用性<sup>70</sup>を示すことに意味があったといえる。

さらに IASB は、公正価値測定をより広く用いるためにその論理の展開を概

念レベルに広げている。概念フレームワーク改訂プロジェクトで示される新たなIASBの会計の枠組みは、現行の概念フレームワークでは認識できない事象を認識可能なものするためにこれまで認識できなかった事象の測定に歴史的原価と現在価値（公正価値）を併用するというものである。しかし、ここで用いられる論理は併用することに重点があるのではなく、これまで歴史的原価と対比されて用いられてきた現在価値（公正価値）を歴史的原価と同等なものとして合理化することに意味があり、資産、負債の定義から蓋然性を削除することで公正価値測定の適用の可能性を広げるものとなっている。

また、概念フレームワーク改訂プロジェクトでは、公正価値測定の適用を拡大するために、目的適合性に重点をおいて論理が展開されている。これまで、公正価値測定は信頼性が問題とされ、とくにレベル3における見積りが問題とされてきた。概念フレームワークの一部改訂により信頼性が誠実な表示におきかえられたことにより、目的適合性と信頼性のトレードオフ関係が失われ、測定の信頼性がないことを根拠として認識できなかった事象を認識可能（場合によっては認識する必要がある）としたのである。こうした概念の転換は、認識領域が拡大にともない測定の必要性が生じることから、その測定には公正価値や見積りを用いる必要があるという論理が展開につながると考えられる。

こうした論理展開を支えるのが、IFRS第13号で示されたすべてのインプットレベルにおいて市場の観点をとりいれるとしたことである。実体の見積りから市場の観点による見積りに視点を移したことで、財務情報作成者の表明はあたかも完全な市場によって裏付けられているかのように説明され、その数値が正確であるかどうかという点から市場における理解や評価可能であるかという点に転換をはかろうとしている。このようにIASBにおける公正価値測定の拡大の論理は、基準と概念という2つの論理を結びつけることで、認識と密接に関わるものとなっているのである。

<sup>1</sup> IASB, International Financial Reporting Standard (IFRS) 13, *Fair Value Measurement*, May 2011, pars. IN5-IN7 and BC3.

<sup>2</sup> *Ibid.*, par. 9.

<sup>3</sup> *Ibid.*, par. 24.

<sup>4</sup> *Ibid.*, pars. BC36-BC40.

<sup>5</sup> *Ibid.*, pars. BC41-BC44.

<sup>6</sup> *Ibid.*, pars. 11-14.

<sup>7</sup> *Ibid.*, par. 16.

<sup>8</sup> *Ibid.*, par. 22.

<sup>9</sup> *Ibid.*, par. BC56.

<sup>10</sup> *Ibid.*, pars. 24-26.

<sup>11</sup> *Ibid.*, pars. 27-28.

<sup>12</sup> *Ibid.*, par. 29.

<sup>13</sup> *Ibid.*, pars. 34.

<sup>14</sup> *Ibid.*, pars. 37-41.

<sup>15</sup> *Ibid.*, pars. 57-60.

<sup>16</sup> *Ibid.*, pars. 61-62.

<sup>17</sup> *Ibid.*, par. 65.

<sup>18</sup> *Ibid.*, pars. B5-B7.

<sup>19</sup> *Ibid.*, pars. B8-B9.

<sup>20</sup> *Ibid.*, pars. B10-B11.

<sup>21</sup> *Ibid.*, par. 73.

<sup>22</sup> パラグラフ79で示される大量保有、活発な市場における公表価格が測定日現在の公正価値を表さない場合は、調整を行うとしている。調整を行った場合はレベル1よりも低位のレベルに区分されることになる。

<sup>23</sup> IASB, IFRS13, par. 76.

<sup>24</sup> *Ibid.*, pars. 81-85.

<sup>25</sup> *Ibid.*, pars. 86-89.

<sup>26</sup> *Ibid.*, par. 91.

<sup>27</sup> *Ibid.*, par. BC186.

<sup>28</sup> *Ibid.*, par. 93.

<sup>29</sup> *Ibid.*, par. B37.

<sup>30</sup> *Ibid.*, par. B38.

<sup>31</sup> *Ibid.*, par. B43.

<sup>32</sup> *Ibid.*, par. B44.

<sup>33</sup> 例えば、IAS 第39号「金融商品：認識および測定」パラグラフ AG64では「当初認識時の金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち、支払ったかまたは受け取った対価の公正価値）」としている。

<sup>34</sup> IASB, IFRS13, pars. BC19-BC26.

<sup>35</sup> *Ibid.*, pars. BC236-BC238.

<sup>36</sup> *Ibid.*, pars. BC9-BC18.

<sup>37</sup> IASB, Discussion Paper, *Fair Value Measurements Part1: Invitation to Comment and relevant IFRS guidance*, Nov. 2006, par. 7.

<sup>38</sup> IASB, Exposure Draft, *Fair Value Measurement*, May 2009, par. BC4.

<sup>39</sup> IASB, IFRS13, par. BC8.

<sup>40</sup> *Ibid.*, par. BC8.

<sup>41</sup> *Ibid.*, par. 60.

<sup>42</sup> 財務諸表の比較可能性を高めるために、許容されていた代替的な会計処理方法を認めない会計基準の作成を目的とした。

<sup>43</sup> 朝日監査法人, 『国際会計基準ガイドブック』, 中央経済社, 1994年, 7頁。

<sup>44</sup> フェーズは A から H にわけられ検討する項目が示された。それらの検討項目は次の通りである。フェーズ A: 目的・質的特性, フェーズ B: 構成要素, 認識と測定 I, フェーズ C: 測定 II, フェーズ D: 報告企業, フェーズ E: 表示と開示, フェーズ F: 目的・状況, フェーズ G: 非営利企業への適用, フェーズ H: フレームワーク全体。

<sup>45</sup> IASB, *UPDATE*, May 2005, p3.

<sup>46</sup> 山田辰己, 「IASB 会議報告 (第46回会議)」, 『JICPA ジャーナル』, Vol.17, No. 8, 日本公認会計士協会, 2005年8月, 67頁。

<sup>47</sup> FASB は, 同内容のものを財務会計概念ステイトメント第8号として, 2010年9月に公表している。

<sup>48</sup> IASB, Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Jul. 2013, par. 1.7.

<sup>49</sup> *Ibid.*, par. 2.9.

<sup>50</sup> 経済的資源は, 「権利または他の価値の源泉で, 経済的便益を生み出す能力があるもの」と定義される (2013年ディスカッション・ペーパー, パラグラフ2.11)。

<sup>51</sup> IASB, Discussion Paper, 2013, pars. 2.10-2.13.

<sup>52</sup> IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, Sep 2010, pars. 4.55-4.56.

<sup>53</sup> IASB, Discussion Paper, 2013, par. 3.6.

<sup>54</sup> IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, par. 6.12.

<sup>55</sup> *Ibid.*, pars. 6.11-6.14.

<sup>56</sup> *Ibid.*, par. 6.17.

<sup>57</sup> *Ibid.*, pars. 6.74-6.77.

<sup>58</sup> *Ibid.*, pars. 6.98-6.99.

<sup>59</sup> *Ibid.*, pars. 6.125-6.127.

<sup>60</sup> IASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, May 2015, par. 4.4.

<sup>61</sup> *Ibid.*, par. 4.13.

<sup>62</sup> 2013年 DP に対して, 一部のコメント提出者から2013年 DP の定義では, 資産および負債として識別されることとなる項目の範囲をかなり拡大することになる, 予想されるという考え方を削除することで蓋然性が低い場合であっても資産または負債を認識する

ことになるという懸念が示された。(2015年 ED, パラグラフ BC4.12~ BC4.15)

<sup>63</sup> 2015年 ED は、歴史的原価測定を、資産、負債、収益と費用に関する貨幣的情報をそれらを作り出した (created) 過去の取引または事象からの情報を用いて提供する測定として識別している。(パラグラフ B6.19)

<sup>64</sup> 2015年 ED は、現在測定的基础を、資産、負債、収益と費用に関する貨幣的情報を測定日における状況を反映するように更新した情報を用いて提供する測定として識別している。(パラグラフ BC6.24)

<sup>65</sup> IASB, Exposure Draft, 2015, par. 6.4.

<sup>66</sup> *Ibid.*, par. 6.20.

<sup>67</sup> IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, Purpose and status.

<sup>68</sup> IASB, Exposure Draft, 2015, pars. BC6.4-BC6.5.

<sup>69</sup> *Ibid.*, par. BC6.56.

<sup>70</sup> 北村敬子編著、『財務報告における公正価値測定』, 中央経済社, 2014年, 11~12頁では、前提となる市場に問題 (市場が完全かつ整備されていない) があり、観察可能な市場がないレベル2, レベル3のインプットの場合に行われる割引現在価値測定における見積りにはリスクと不確実性の問題があるなど、公正価値には限界があることが指摘されている。